

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画の改定について（答申）

平成20年2月18日付け平成20・02・08原第111号をもって、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第4条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき意見を求められた標記の件については、妥当なものと認める。